

川越市育英資金貸付制度のご案内

この資金は、経済的理由により高等学校等の学校へ進学することが困難な方に対して、その才能を育成するためにお貸しするものです。貸付を受けることができるのは、次の条件を満たしている方で、在学あるいは出身校長の推薦を得られる方です。

- ☆ 市内に引き続き6か月以上住所を有する方
- ☆ 高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・高等専門学校・大学（短期大学を含む）・専修学校に入学する方、又は在学中の方
- ☆ 心身健全であり、かつ、学業成績の良好な方

1 貸付金額

区分	貸付金額		
学資金	高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・専修学校	国公立	月額 13,000 円
		私立	月額 20,000 円
	高等専門学校		月額 16,000 円
	大学（短期大学を含む）		月額 30,000 円
入学準備金	高等学校・中等教育学校（後期課程に限る）・専修学校	国公立	150,000 円
		私立	280,000 円
	高等専門学校		160,000 円
	大学（短期大学を含む）		360,000 円

2 借入の申請

(1) 必要書類（①、②は所定用紙）

- ① 学資金・入学準備金借入申請書 〈様式第1号〉
- ② 推薦書 〈様式第2号〉
- ③ 成績証明書
- ④ 健康診断書または健康診断票
- ⑤ 住民票（世帯全員のもの） ※本籍・マイナンバーの記載が無いもの
- ⑥ 合格通知の写し（申請時に用意できない場合は、合格決定後、速やかに提出してください。既に進学している方（例：現在高校1年生で、高校2年生から借入を申請する場合は、合格通知の写しの代わりに「在学証明書」を提出してください。）
- ⑦ 保護者の課税証明書

※令和4年度の住民税課税証明書（所得額の記載があるもの）を提出してください。

住民税課税証明書は令和4年1月1日に住民票のある市区町村で取得できます。

(2) 申込期間

令和5年1月4日（水）～1月31日（火） 【 厳 守 】

※教育総務課へ持参または郵送（1月31日必着）してください。

※所定の申請用紙は、教育委員会教育総務部教育総務課（川越市役所東庁舎2階）で配布しています（市のホームページからもダウンロード可）。

3 貸付の決定

貸付者は、教育委員会の審査で決定し、結果は2月中に本人あてに郵送でお知らせします。
申請された方全員に貸付が決定するとは限りません。貸付が決定した方（貸付決定者）は、下記書類を速やかに提出していただくことになります。

なお、貸付にあたっては、連帯保証人が2人（1人は保護者、もう1人は独立して生計を営む成年者であり、育英資金返済の責任を負い得る、同居の家族でない方）必要となります。

連帯保証人の諸条件については、貸付決定者に改めて通知しますので、ご確認ください。

☆ 貸付決定後の提出書類 ※郵送不可。貸付決定者（生徒、学生）がご持参ください。

- ① 学資金借用証書 <様式第5号>
- ② 入学準備金借用証書 <様式第6号>
- ③ 保護者の印鑑証明書（発行日から3か月以内のものに限る）
- ④ 連帯保証人に関する調書 <様式第7号>
- ⑤ 連帯保証人の課税証明書（令和4年度）
- ⑥ 連帯保証人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のものに限る）
- ⑦ 預金口座振込依頼書

☆ 書類提出時に書いていただくもの

- ① 誓約書 <様式第4号>
- ② 本人同意書

4 資金の送金

- (1) 入学準備金 令和5年3月末日までに指定口座へ振込
- (2) 学資金 年4回3か月分を指定口座へ振込
4月上旬（4、5、6月分）、6月末日（7、8、9月分）、
9月末日（10、11、12月分）、12月末日（1、2、3月分）

5 資金の返済

- (1) 据置期間 貸付終了年の4月1日から9月30日の間（6か月間）
※貸付を受けた方が卒業されて7か月後から返済開始となります。
- (2) 返済期間 貸付期間の2倍の期間〔例〕大学4年間貸付の場合、返済期間は8年間
- (3) 返済方法 口座振替
※毎月末日に指定の口座から引き落とします（月末が土日・祝祭日の場合は翌営業日となります）。
- (4) 返済額 1回あたりの返済額は貸付額を返済月数（返済期間×年12回）で割った額
- (5) 利子 無利子

6 返済の督促

納入期限を過ぎても育英資金の返済がない場合は、貸付を受けた方へ督促します。督促したにもかかわらず返済がない場合は、連帯保証人に返済をお願いすることになりますのでご承知おきください。

7 提出先・問い合わせ先

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1
川越市教育委員会 教育総務部教育総務課（東庁舎2階）
TEL 049-224-6074（直通）